

## 令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府5-18)

<b>政策名及び施策名</b>	政策名「男女共同参画」 施策名「男女共同参画基本計画の作成・推進」	<b>担当部局・作成責任者名</b>	男女共同参画局 推進課長 上田 真由美
<b>施策の概要</b>	男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に基づく男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する。	<b>事後評価実施予定時期</b>	令和4年度(1年目評価) 令和7年度(4年目評価) 令和8年度(最終年度評価)

<b>施策目標</b>	男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること								
<b>施策目標の設定の考え方・根拠</b>	男女共同参画基本法において、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義し、その促進に関する基本的な計画として、男女共同参画基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしていることを踏まえ設定。								
<b>測定指標1</b> 【主要な測定指標】	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合(※1)					<b>測定指標の選定理由</b>	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。		
			<b>R3年度</b>	<b>R4年度</b>	<b>R5年度</b>	<b>R6年度</b>	<b>R7年度</b>		
	<b>目標値(目標年度)</b>	ほぼすべてを目標としつつ、当面50%(2025年)	<b>年度ごとの目標値</b>	ほぼすべてを目標としつつ、当面50%(2025年までの目標値)				<b>目標(値・年度)の設定の根拠</b>	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
	<b>基準値(基準年度)</b>	21.2%(2019年)	<b>年度ごとの実績値</b>		14.7%			<b>測定指標の実績値の把握方法</b>	男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府大臣官房政府広報室)(2~3年に1回)
<b>中目標1</b>	あらゆる分野における女性の参画拡大 ・政治分野における女性の参画拡大								
<b>測定指標2-1</b>	衆議院議員の候補者に占める女性の割合(※2)					<b>測定指標の選定理由</b>	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。		
			<b>R3年度</b>	<b>R4年度</b>	<b>R5年度</b>	<b>R6年度</b>	<b>R7年度</b>		
	<b>目標値(目標年度)</b>	35%(2025年)	<b>年度ごとの目標値</b>	35%(2025年までの目標値)				<b>目標(値・年度)の設定の根拠</b>	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
	<b>基準値(基準年度)</b>	17.8%(2017年)	<b>年度ごとの実績値</b>	17.7%				<b>測定指標の実績値の把握方法</b>	総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」(総選挙後に実施)
<b>測定指標2-2</b>	参議院議員の候補者に占める女性の割合(※2)					<b>測定指標の選定理由</b>	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。		
			<b>R3年度</b>	<b>R4年度</b>	<b>R5年度</b>	<b>R6年度</b>	<b>R7年度</b>		
	<b>目標値(目標年度)</b>	35%(2025年)	<b>年度ごとの目標値</b>	35%(2025年までの目標値)				<b>目標(値・年度)の設定の根拠</b>	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
	<b>基準値(基準年度)</b>	28.1%(2019年)	<b>年度ごとの実績値</b>		33.2%			<b>測定指標の実績値の把握方法</b>	総務省「参議院議員通常選挙結果調」(参議院選挙後に実施)

測定指標2-3	統一地方選挙の候補者に占める女性の割合(※3)						測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。	
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
	目標値(目標年度)	35%(2025年)	年度ごとの目標値	35%(2025年までの目標値)					
基準値(基準年度)	16.0%(2019年)	年度ごとの実績値					測定指標の実績値の把握方法	総務省「地方選挙結果調」(統一地方選挙後に実施)	
中目標2	あらゆる分野における女性の参画拡大 ・行政分野における女性の参画拡大								
測定指標3-1	国家公務員の各役職段階に占める女性の割合・本省課室長相当職						測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。	
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
	目標値(目標年度)	10%(2025年度末)	年度ごとの目標値	10%(2025年度末までの目標値)					
基準値(基準年度)	5.9%(2020年7月)	年度ごとの実績値	6.4%	6.9%			測定指標の実績値の把握方法	内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」(年1回)	
測定指標3-2	都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合・本庁課長相当職						測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。	
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
	目標値(目標年度)	16.0%(2025年度末)	年度ごとの目標値	16%(2025年度末までの目標値)					
基準値(基準年度)	12.2%(2020年)	年度ごとの実績値	13.0%	13.9%			測定指標の実績値の把握方法	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(年1回)	
測定指標3-3	市町村職員の各役職段階に占める女性の割合・本庁課長相当職						測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。	
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
	目標値(目標年度)	22%(2025年度末)	年度ごとの目標値	22%(2025年度末までの目標値)					
基準値(基準年度)	市町村17.8% 〔政令指定都市16.9%〕 (2020年)	年度ごとの実績値	市町村18.4% 〔政令指定都市17.6%〕	市町村19.0% 〔政令指定都市18.2%〕			測定指標の実績値の把握方法	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(年1回)	

中目標3		あらゆる分野における女性の参画拡大 ・企業における女性の参画拡大								
測定指標4-1	民間企業の雇用者の係長相当職に占める女性の割合					測定指標の選定理由		第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。	
	目標(目標年度)	30% (2025年)	施策の進捗状況(目標)	30%(2025年までの目標値)						
基準(基準年度)	18.9% (2019年)	施策の進捗状況(実績)	20.7%	24.1%				測定指標の実績値の把握方法	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(年1回)	
測定指標4-2	民間企業の雇用者の課長相当職に占める女性の割合					測定指標の選定理由		第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。	
	目標(目標年度)	18% (2025年)	施策の進捗状況(目標)	18%(2025年までの目標値)						
基準(基準年度)	11.4% (2019年)	施策の進捗状況(実績)	12.4%	13.9%				測定指標の実績値の把握方法	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(年1回)	
測定指標4-3	民間企業の雇用者の部長相当職に占める女性の割合					測定指標の選定理由		第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。	
	目標(目標年度)	12% (2025年)	施策の進捗状況(目標)	12%(2025年までの目標値)						
基準(基準年度)	6.9% (2019年)	施策の進捗状況(実績)	7.7%	8.2%				測定指標の実績値の把握方法	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(年1回)	
参考指標1	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達等において加点評価する取組の実施状況					参考指標の選定理由		女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた当該取組の実施状況を把握することで、当該中目標の進捗・達成状況を図る参考となるため。		
	参考値(参考年度)	金額:1兆2,700億円 件数:10,200件 (2019年度)	年度ごとの実績値	金額: 1兆4,946億円 件数: 13,561件	令和5年度内 公表予定				参考指標の実績値の把握方法	毎年度実施するフォローアップ調査(年1回)

<b>中目標4</b>	あらゆる分野における女性の参画拡大 ・地域における男女共同参画・女性活躍の推進											
<b>測定指標5</b>	地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合							<b>測定指標の選定理由</b>	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。			
				<b>R3年度</b>	<b>R4年度</b>	<b>R5年度</b>	<b>R6年度</b>	<b>R7年度</b>	<b>目標(値・年度)の設定の根拠</b>	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。		
	<b>目標値(目標年度)</b>	0.80% (2025年)		<b>年度ごとの目標値</b>	0.80%(2025年までの目標値)							
<b>基準値(基準年度)</b>	1.33% (2019年)		<b>年度ごとの実績値</b>	1.07%	1.15%				<b>測定指標の実績値の把握方法</b>	総務省「住民基本台帳人口移動報告」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」により内閣府で算出(年1回)		
<b>参考指標2</b>	地域女性活躍推進交付金事業を行っている都道府県数							<b>参考指標の選定理由</b>	本事業は、当該中目標の達成に資するものであり、当該中目標の進捗・達成状況を図る参考となるため。			
				<b>R3年度</b>	<b>R4年度</b>	<b>R5年度</b>	<b>R6年度</b>	<b>R7年度</b>	<b>参考指標の実績値の把握方法</b>	各地方公共団体からの実績報告により把握(年1回)		
	<b>参考値(参考年度)</b>	39都道府県 (2020年)		<b>年度ごとの実績値</b>	44道府県	45道府県						
<b>中目標5</b>	男女共同参画の視点に立った安全・安心な暮らしの実現 ・女性に対するあらゆる暴力の根絶											
<b>測定指標6</b>	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数							<b>測定指標の選定理由</b>	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。			
				<b>R3年度</b>	<b>R4年度</b>	<b>R5年度</b>	<b>R6年度</b>	<b>R7年度</b>	<b>目標(値・年度)の設定の根拠</b>	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。		
	<b>目標値(目標年度)</b>	60か所 (2025年)		<b>年度ごとの目標値</b>	60か所(2025年までの目標値)							
<b>基準値(基準年度)</b>	47か所 (2020年4月)		<b>年度ごとの実績値</b>	52か所	55か所				<b>測定指標の実績値の把握方法</b>	毎年11月に実施する「ワンストップ支援センター整備状況調査」により把握(年1回)		
<b>参考指標3</b>	DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業に参加した地方公共団体数							<b>参考指標の選定理由</b>	本事業は、当該中目標の達成に資するものであり、当該中目標の進捗・達成状況を図る参考となるため。			
				<b>R3年度</b>	<b>R4年度</b>	<b>R5年度</b>	<b>R6年度</b>	<b>R7年度</b>	<b>参考指標の実績値の把握方法</b>	性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)の交付決定により把握(年1回)		
	<b>参考値(参考年度)</b>	24か所 (2020年)		<b>年度ごとの実績値</b>	26か所	30か所						

<b>中目標6</b>	男女共同参画の視点に立った安全・安心な暮らしの実現 ・女性の視点の反映による災害対応力の強化								
<b>参考指標4-1</b>	本庁職員に対して「男女共同参画の視点からの防災」をテーマにした研修・訓練を1回以上実施した都道府県数							<b>参考指標の選定理由</b>	取組状況のフォローアップ結果の「見える化」により、当中目標の進捗・達成状況を図る参考となるため。
	<b>参考値(参考年度)</b>	—	<b>年度ごとの実績値</b>	R3年度 14府県	R4年度 21道府県	R5年度	R6年度	R7年度	<b>参考指標の実績値の把握方法</b>
<b>参考指標4-2</b>	災害発生時または予測時における地方公共団体へのガイドラインの通知回数(※4)							<b>参考指標の選定理由</b>	本ガイドラインは、当中目標の達成に資するものであり、当中目標の進捗・達成状況を測る参考となるため。
	<b>参考値(参考年度)</b>	5回 (2020年)	<b>年度ごとの実績値</b>	R3年度 6回	R4年度 1回	R5年度	R6年度	R7年度	<b>参考指標の実績値の把握方法</b>
<b>中目標7</b>	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 ・男女共同参画に関する意識の浸透								
<b>参考指標5</b>	男女共同参画局ホームページの調査結果等のPV数							<b>参考指標の選定理由</b>	調査結果等のPV数は、結果等が公表以後、記事等を見た者の積極的反応であり、それ自体が男女共同参画に関して意識的に考える契機となったかを図る参考となるため。
	<b>参考値(参考年度)</b>	—	<b>年度ごとの実績値</b>	R3年度 6,226,497	R4年度 7,593,156	R5年度	R6年度	R7年度	<b>参考指標の実績値の把握方法</b>

※1 世論調査の手法が異なるため(2019年:対面調査、2022年:郵送調査)、調査結果について単純には比較ができないことに留意が必要。

※2 政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

※3 政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。現状値は、2019年統一地方選挙における都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。

※4 災害発生時に内閣府が発表する被害状況及び国の災害対策本部の設置状況等から総合的に判断し、当該地方公共団体に対して通知を行っている。

また、地方公共団体の職員を対象とした「男女共同参画の視点からの災害対応」に関する研修を実施し、災害対策本部における女性職員や男女共同参画担当職員の配置、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平常時から働きかけを行っている。

【参考】2022年2月に実施した地方公共団体職員向け研修(全3回)の参加者数:425人(複数回参加の場合も含む)

施策に関連する主な内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 令和5年度行政事業レビュー 事業番号	予算額 (執行額) ※単位:百万円					事業概要
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
1 女性活躍促進に向けた取組に必要な経費 (平成25年度)	中目標4 0123	1,660 (805)	871 (789)	1,090			「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性の活躍の推進に関する施策が確実に実行されるよう、地方公共団体において地域における関係団体の連携を促進し、地域の実情に応じた、女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性活躍の取組への支援を行うほか、様々な課題や困難を抱える女性に寄り添い、就労までつなげていく支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の民間団体の知見を活用した相談支援等の取組に対する財政的支援を行う。
2 女性に対する暴力の根絶に向けた取組に 必要な経費(平成16年度)	中目標5 0121	1,383 (1,123)	1,587 (1,337)	1704			女性に対する暴力の根絶に向け「女性に対する暴力をなくす運動」を国民運動として実施し、広報啓発を強化するとともに、「若年層の性暴力被害予防月間」をはじめとする若年層を対象とした予防啓発の促進等、社会情勢の変化に対応した個別課題への取組を進める。また、女性に対する暴力の被害者支援等の取組を促進するため、地方公共団体や民間の支援者等に対し、研修を行うとともに、支援の実態について調査等を行う。さらに、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金を通して、地方公共団体による、性暴力・配偶者暴力被害者等への支援の取組を促進する。
	施策の予算額 (執行額)	3,043 (1,923)	2,458 (2,126)	2,794			



施策に関連する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1 第5次男女共同参画基本計画	令和2年12月25日閣議決定	—
2 第211回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説	令和5年1月23日	<p>○老若男女、障害のある方も、ない方も、全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会。意欲のある全ての方が、置かれている環境にかかわらず、十全に力を発揮できる社会。そうした包摂的な経済社会を創るため、これから、特に、「女性」、「若者」、「地方」の力を引き出していくための政策に力を入れていきます。</p> <p>○これまでの取組により、女性の就労は大きく増え、いわゆるM字カーブの問題は、解消に向かっていますが、出産を契機に、女性が非正規雇用化する、いわゆるL字カーブの解消、そして、男女間の賃金格差の是正は、引き続き、喫緊の課題です。また、女性登用の一層の拡大も進めていかねばなりません。</p> <p>そのために、女性の就労の壁となっているいわゆる百三万の壁や、百三十万の壁といった制度の見直し、男女共に、これまで以上に育児休業を取得しやすい制度の導入などの諸課題に対応していきます。</p> <p>さらには、配偶者による暴力防止の取組を強化するため、DV防止法の改正にも取り組みます。</p> <p>○こども・子育て政策の強化、男女共に働きやすい環境の整備、全世代型社会保障改革、構造的賃上げ、スタートアップなどの成長分野への投資などは、日本の未来を担う若い世代のためにこそ進めるべき取組です。</p>
3 女性活躍・男女共同参画の重点方針2023 (女性版骨太の方針2023)	令和5年6月13日 すべての女性が輝く社会づくり 本部・男女共同参画推進本部決定	—
4 経済財政運営と改革の基本方針2023	令和5年6月16日閣議決定	<p>(女性活躍)</p> <p>女性版骨太の方針2023に基づき、L字カーブの解消に資するよう、女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて、プライム市場上場企業を対象とした女性役員に係る数値目標の設定やその達成を確保する仕組みの導入など女性登用の加速化、女性起業家の育成・支援等を進めるとともに、多様な正社員の普及促進や長時間労働慣行の是正、投資家の評価を利用した両立支援等の多様で柔軟な働き方の推進、仕事と家庭の両立に向けた男性の育児休業取得の促進やベビーシッター・家事支援サービス利用の普及、男女間賃金格差の更なる開示の検討、女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討、非正規雇用労働者の正規化や処遇改善、女性デジタル人材の育成、地域のニーズに応じた取組の推進、就業支援や養育費の確保を含めたひとり親家庭支援など女性の所得向上・経済的自立に向けた取組を強化する。IT分野を始め理工系分野の大学・高専生、教員等に占める女性の割合向上に向け、女子中高生の同分野の学びや分野選択の促進など産学官連携で地域一体となった取組等を加速するとともに、大学の上位職への女性研究者登用を促進する取組を強化する。DV対策、性犯罪・性暴力対策、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の円滑な施行、事業主健診の充実、フェムテックの利活用やナショナルセンター機能の構築を含めた女性の健康支援、WPS等により女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現する。</p>